



日中は少し汗ばむほどの季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。依然新型コロナウイルス感染拡大への警戒は必要な状況が続いています。引き続き、手洗い・うがい・マスクの着用・不要不急な外出自粛など感染拡大防止を心掛けていきましょう。

### 事務局からのお知らせ

## 新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口のご案内

当組合は、組合員の皆様へ商工中金からの借入サポートを行っております。商工中金では「新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口」を設置しており、新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに支障を来している中小企業の皆さまからのご相談に対し、危機対応業務の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を行っております。



#### 借入サポート

当組合は、商工中金からの借入をサポートします。



商工中金って？

政府と中小企業の組合が共同出資し、設立した政策金融機関

商工中金は、政府と中小企業が連携して出資する唯一の政策金融機関として、中小企業のサービスを安定的に提供することにより、中小企業その企業価値を高め、持続的に成長の活力を高めることに貢献します。全国の支店を通じて、中小企業の皆さまの事業資金・国為替、外国為替

もっと詳しく >>



CLICK

詳しくは、当組合ホームページの《組合が行っている事業》借入サポートをご覧ください。

#### ホームページURL

<http://www.freenetwork.or.jp>

## 高速道路「休日割引」適用除外期間の延長について(5/31まで)

高速道路会社4社(NEXCO3社及び本四高速)及び宮城県道路公社の高速道路では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2020年4月29日(水・祝)～5月31日(日)の間、休日割引を適用しません。

※これまで、4月29日(水・祝)～5月10日(日)としておりましたが、5月31日(日)まで延長することとなりました。

	日	月	火	水	木	金	土
2020	19	20	21	22	23	24	25
4月	26	27	28	29	30		
2020						1	2
5月	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						

×:適用除外日、×:適用除外日(今回発表)、■:適用日  
※他の割引については変更ございません。

## ETCコーポレートカード年度手数料について

今回(4月利用分)の請求書にて、4月1日において発行済みのコーポレートカード(黄緑色カード)1枚につき629円(税込)を年度分(4月～翌年3月まで)の取扱手数料として、ご請求させていただきますので、ご確認をお願い致します。



## 事業部からのお知らせ

### 一律10万円の特別定額給付金を

### 技能実習生も受け取ることができます

**特別定額給付金は、外国人(3か月を超える在留資格などを有する者)であっても、令和2年4月27日時点で市区町村の住民基本台帳に記録されている者であれば給付の対象となり、技能実習生も給付の対象となります。**

技能実習生本人が独力で申請手続を行うことは困難であることが多いと思われるので、実習実施者の皆様におかれましては、あらかじめ名前が印刷された特別定額給付金の申請書が技能実習生宛てに郵送されることなど申請から受給までの一連の流れの説明、申請書の記入や確認書類の写しの準備、ポストへの投函等についてご支援いただきますようご理解ご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

実習実施者様には、別送にて資料をお送り致しますのでご確認ください。

※特別定額給付金の詳細については、下記HPをご参照ください。

【外国人技能実習機構】

新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問について(Q12・13・14)

<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200513-1.pdf>

技能実習生に係る特別定額給付金の確実な受給に関する依頼について(実習実施者各位)

<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200514-5.pdf>

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

### 延期された技能検定等の対応について

政府による緊急事態宣言が発令・延期されたことを受け、4月から5月に予定されていた技能検定等の日程が延期となる事態が発生しています。そこで、現段階の技能実習の目標である技能検定等の受検ができないために、技能実習期間の終了までに次段階(第2号又は第3号)の技能実習への移行手続ができない技能実習生について、出入国在留管理庁より、次の通りの措置がなされるとの発表がありました。

<措置内容>

受検・移行ができるようになるまでの間、現在有する在留資格「技能実習」から「**特定活動(4か月・就労可)**」への**在留資格変更**を許可する。

※詳細については、出入国在留管理庁、外国人技能実習機構の下記HP、各都道府県の職業能力開発協会または各職種の外国人技能評価試験実施協会のHPをご参照ください。

【出入国在留管理庁】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて(2020年5月7日更新)

<http://www.moj.go.jp/content/001317458.pdf>

【外国人技能実習機構】

新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問について(Q8-1)

<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200513-1.pdf>

# 組合事務所に「支援自販機」を設置しました！

組合員様に先駆けて、組合事務所にも「外国人技能実習生支援自動販売機」を設置しました！



フリーネットワーク通信3月号でご案内しました支援自販機は、ご購入いただいた飲料水の売り上げの一部を外国人技能実習生の支援として活用させていただきます。

販売価格は、福利厚生観点から通常価格の20円引きとなっています。

組合員の皆様も是非、支援自販機の設置をご検討ください。

支援自販機の収益の一部は、外国人技能実習生の日本文化交流などの支援に役立てられます。



栗林公園

研修センターで行っている入国後講習中の課外活動では四季折々に様々な場所に出かけ、日本文化にふれあってきました。



玉藻公園のお茶会



花火大会



田村神社